

分析対象と新規適用会社

本誌2021年11月20日号(No.1628)掲載の「IFRS任意適用企業の四半期開示分析」では、IFRSに基づく四半期報告書を開示している232社の開示分析を行っているが、本特集では、分析対象企業を2022年6月30日までの期間にIFRSに基づく四半期報告書を開示している251社⁽¹⁾について、四半期報告書における開示状況の分析を行うことで、今後IFRSの任意適用を検討する企業およびIFRS財務諸表利用者の四半期報告書に対する理解の参考となり得る情報を提供したい。なお、本誌2021年11月20日号掲載の「IFRS任意適用企業の四半期開示分析」から新たにIFRSを任意適用した企業21社については図表1をご覧ください。

本文中意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添える。

(1) 本誌2021年11月20日号から、GCA(株)(2021年11月上場廃止)、NFCホールディングス(2022年7月上場廃止)の2社が減少している。

第2章

年度決算、日本基準との相違点を整理 IAS34号「期中財務報告」 の概要と会計処理・注記

(1)この章のエッセンス

- IFRSの四半期報告書では、「要約財務諸表」および「精選された説明的注記を開示し、「精選された説明的注記」では、「重要な事象および取引」その他の開示が要求される。
- 日本基準では、四半期の持分変動計算書の開示は求められておらず、また、キャッシュフロー計算書の開示も第1、3四半期は省略できるが、IFRSではそれぞれ開示が要求される。
- IFRSでは金融商品について、公正価値に関する注記などの開示が求められるが、日本基準も、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」が改正されたため、IFRSと日本基準の開示の相違が縮小している。

まず、IFRSによる四半期報告書を開示する場合、どのような規定があるかを以下に整理する。

IAS34号の位置づけ

IAS34号「期中財務報告」(以下、「IAS34号」という)は、四半期報告書で適用すべき会計処理および本表および注記の開示について定めている。そのうち開示については、企業が1事業年度全体よりも短い財務報告の期間(以下、「期中報告期間」という)において、完全な1組の財務諸表または1組の要約財務諸表を提出することが強制されたときまたはそれを選択したときに、IAS34号が適用される旨が定められている。

日本においては、四半期報告書の場合、四半期連結財務諸表規則93条

に基づき、指定国際会計基準特定会社⁽²⁾に該当する企業は、有価証券報告書と同様に四半期報告書においても、IFRSによる四半期報告書の提出が認められている。したがって、IFRSを任意適用している企業は、各四半期報告書における四半期連結財務諸表にはIAS34号を適用することになる。そして、ある企業の期中財務報告書においてIFRSに準拠している旨の記述をする場合には、それはIAS34号のすべての要求事項に従ったものでなければならぬ(IAS34号3項)。

(2) 四半期連結財務諸表規則1条の2で規定されている有価証券の発行者のうち、次に掲げる要件のすべてを満たす株式会社をいう。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと

(イ) 有価証券届出書または有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること

(ロ) 有価証券届出書または四半期報告書において、四半期連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること